

鳥取市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月6日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第50号

鳥取市印鑑条例の一部を改正する条例

鳥取市印鑑条例（昭和46年鳥取市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。